

配偶者から暴力等を理由に避難している方への 「芦屋町生活応援商品券」送付について

●配偶者から暴力等を理由に避難している方は事前にお申し出ください。

芦屋町生活応援商品券は、原則として住民票所在地の世帯主宛てに送付する予定です。

ただし、配偶者からの暴力（DV）等を理由に避難されている方は、申し出を行っていただくことで現在の居住地に商品券を送付いたします。

●申出対象者

基準日（令和8年6月末日）において芦屋町に住民登録をしている方で、次の（1）～（3）のいずれかに該当する方

- （1）配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- （2）婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること
- （3）住民基本台帳の閲覧等における「支援措置」の対象となっていること

●申出期間

令和8年7月17日（金）まで

●お問合せ先

芦屋町産業観光課商工観光係 TEL:093-223-3542